

新潟県条例第17号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 （第11条―第12条の3）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章 青少年の健全な育成を図るための措置等 （第15条―第16条）</p> <p><u>第5章の2 暴力団排除等の妨害の禁止（第16条の2）</u></p> <p>第6章（略）</p> <p>第7章 義務違反者に対する措置等（第20条―第22条の2）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 罰則（第24条―第25条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7) 青少年 18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>(8) 特定営業等 次に掲げる営業又は行為をいう。</u></p> <p><u>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業</u></p> <p><u>イ 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</u></p> <p><u>ウ 風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業</u></p> <p><u>エ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業（アに該当するものを除く。）</u></p> <p><u>オ 案内所を設けて有償又は無償で次に掲げる情報を客に提供する営業</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第2条第1項第1号の営業に係る同条第3項に規定する接待の内容、時間、従事者若しくは料金又は営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の連絡先に関する情報</u></p> <p><u>(イ) 風営適正化法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号の営業に係るこれらの規定に規定する役務の内容、時</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 （第11条・第12条）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章 青少年の健全な育成を図るための措置（第15条・第16条）</p> <p>第6章（略）</p> <p>第7章 義務違反者に対する措置等（第20条―第22条）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 罰則（第24条・第25条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> |

間、従事者若しくは料金又は営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の連絡先（同号の営業にあつては、同法第31条の2第1項第2号に規定する呼称及び同項第6号に規定する連絡先を含む。）に関する情報
カ 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業について、客引きをすること。

キ 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

ク 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、アからオまでに掲げる営業に係る役務又は写真若しくは映像の被写体となる行為に従事するよう勧誘すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業及び行為

(9) 特定営業者等 特定営業等を行う者をいう。

(利益の供与等の禁止)

第11条 事業者は、第18条第2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は相手方が暴力団員等若しくは暴力団員等が指定した者であること^の情を知らなかった契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合にする利益の供与を除く。第12条の2第2項、第18条第2項及び第19条第2項において同じ。）をすること。

2 暴力団員等は、第19条第2項に定めるもののほか、事業者から前項第1号若しくは第2号の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。

3 何人も、相手方が暴力団員等であることの情を知りながら、当該暴力団員等の指定を受けて、事業者から第1項第1号又は第2号の規定による利益の供与を受けてはならない。

第12条 (略)

(利益の供与等の禁止)

第11条 事業者は、第18条第2項及び第3項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合にする利益の供与を除く。第18条第3項及び第19条第3項において同じ。）をすること。

2 暴力団員等は、第19条第2項及び第3項に定めるもののほか、情を知って、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者^に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者^{に対する}利益の供与をさせ^てはならない。

第12条 (略)

(祭礼等の主催者等の義務等)

第12条の2 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し（以下「祭礼等」という。）を主催し、又はその運営に携わる者（以下「主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 祭礼等の運営に暴力団の威力を利用し、又は祭礼等の運営に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、暴力団若しくは暴力団員から利益の供与を受けること。

(2) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知りながら、それらの者を祭礼等の運営に関与させ、又はそれらの者に露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出させること。

2 祭礼等に際し露店等を出す者（以下「露店等出店者」という。）は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、出店の容認を受ける対償として利益の供与をしてはならない。

3 暴力団員等は、露店等出店者から前項の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。

4 何人も、相手方が暴力団員等であることの情を知りながら、当該暴力団員等の指定を受けて、露店等出店者から第2項の規定による利益の供与を受けてはならない。

5 主催者等は、暴力団排除に関する規約及び露店等出店者の募集に関する要領を定め、並びに祭礼等の運営に関与する者又は露店等出店者その他の露店等の業務に従事する者が暴力団員でないことを書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じなければならない。

6 県は、前項の措置が講じられるよう、主催者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(他人の名義の利用の禁止)

第12条の3 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員に前項の目的があることの情を知って、当該暴力団員に自己の名義を利用させてはならない。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置等

第15条 (略)

(青少年に対する禁止行為)

第15条の2 暴力団員は、正当な理由なく、青少年

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置

第15条 (略)

を暴力団事務所に立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、青少年を自己若しくは自己が所属する暴力団の支配下に置き、又は自己が所属する暴力団に加入させる目的で、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会を要求すること。

(2) 次のア又はイに掲げる行為をすること。

ア 電話、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(3) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他青少年が現に所在し、若しくは通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(9) (略)

(10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(11) (略)

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（前項に規定する区域を除く。次項において「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 前2項の規定は、この条例の施行又はこれらの規定の適用の際、現に運営されている暴力団事務所及びその開設後に第1項各号に掲げる施設が設置され、又は住居地域等が定められたことにより同項に規定する区域内若しくは住居地域等内において運営されていることとなった暴力団事務所については、適用しない。ただし、これらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

は運営される場合は、この限りでない。

第5章の2 暴力団排除等の妨害の禁止

第16条の2 何人も、次に掲げる行為を行い若しくは行おうとする者（以下「行為者等」という。）又はその親族、知人その他の行為者等と社会生活において密接な関係を有する者を威迫し、これらの者につきまとい、その他これらの者に不安を覚えさせるような方法で、当該行為を妨害してはならない。

- (1) 暴力団から離脱した者若しくは暴力団から離脱する意思を有する者を雇用し、若しくは雇用しようとし、これらの者の就労を支援し、又はこれらの者に住居若しくは資金を提供すること。
- (2) 不特定多数の者の利用に供する施設について、暴力団員の利用を拒むこと。
- (3) 青少年が暴力団に加入せず、又は暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うこと。
- (4) 第12条第2項に規定する契約を解除することができる旨の定めに基づいて契約を解除すること。
- (5) 第13条第4項の規定により、契約を解除し、又は不動産の買戻しをすること。
- (6) 暴力団員の不法行為又は債務不履行により生じた被害について、損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求をすること。
- (7) 第11条第1項若しくは第3項、第12条の2第1項、第2項若しくは第4項、第12条の3第2項、第13条第2項、第14条第2項又は第18条の規定により禁止される行為を拒むこと。

（特別強化区域の指定）

第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、別表に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。

（特別強化区域の指定）

第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。

- (1) 新潟市中央区西堀通1番町から11番町までの区域
- (2) 新潟市中央区西堀前通1番町から11番町までの区域
- (3) 新潟市中央区古町通1番町から13番町までの区域
- (4) 新潟市中央区東堀通1番町から13番町までの区域
- (5) 新潟市中央区東堀前通1番町から11番町までの区域
- (6) 新潟市中央区本町通1番町から14番町までの区域

- (7) 新潟市中央区上大川前通5番町から11番町までの区域
- (8) 新潟市中央区秣川岸通1丁目及び2丁目の区域
- (9) 新潟市中央区明石1丁目及び2丁目の区域
- (10) 新潟市中央区花園1丁目及び2丁目の区域
- (11) 新潟市中央区東大通1丁目及び2丁目の区域
- (12) 新潟市中央区弁天1丁目から3丁目までの区域
- (13) 新潟市中央区南万代町の区域
- (14) 新潟市中央区春日町の区域
- (15) 新潟市中央区万代1丁目から6丁目までの区域
- (16) 新潟市中央区八千代1丁目及び2丁目の区域
- (17) 新潟市中央区笹口1丁目から3丁目までの区域
- (18) 新潟市中央区南笹口1丁目及び2丁目の区域
- (19) 新潟市中央区天神1丁目及び2丁目の区域
- (20) 新潟市中央区天神尾1丁目及び2丁目の区域
- (21) 新潟市中央区米山の区域
- (22) 新潟市中央区米山1丁目から6丁目までの区域
- (23) 長岡市大手通1丁目及び2丁目の区域
- (24) 長岡市城内町1丁目から3丁目までの区域
- (25) 長岡市東坂之上町1丁目から3丁目までの区域
- (26) 長岡市坂之上町1丁目から3丁目までの区域
- (27) 長岡市殿町1丁目から3丁目までの区域

(特別強化区域における特定営業者等の禁止行為)

第18条 特定営業者等は、特別強化区域における特定営業等(第1号又は第3号に掲げる営業にあつてはそれぞれこれらの規定に定める営業を含み、第2号に掲げる営業にあつては同号に定める営業とする。以下同じ。)に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者から、用心棒の役務(特定営業等に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

(特別強化区域における特定営業者の禁止行為)

第18条 次に掲げる営業(以下「特定営業」という。)を営む者(以下「特定営業者」という。)は、特別強化区域における特定営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第2条第7項第1号の営業にあつては事務所(風営適正化法第31条の2第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。)が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第2条第7項第2号の営業、同条第8項に規定する映像送信型風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあつては事務所が特別強化

| | |
|---|--|
| <p>(1) <u>風営適正化法第2条第7項第1号の営業 事務所（風営適正化法第31条の2第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する待機所を特別強化区域に設ける場合の当該待機所に係る当該営業</u></p> <p>(2) <u>風営適正化法第2条第7項第2号の営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業 事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業</u></p> <p>(3) <u>風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業 事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業</u></p> <p>2 <u>特定営業者等は、特別強化区域における特定営業等に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、名目のいかんを問わず、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該特定営業等を行うことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。</u></p> <p>3 <u>特定営業者等は、特別強化区域における特定営業等に関し、暴力団員を業務に従事させてはならない。</u></p> <p>(特別強化区域における暴力団員等の禁止行為)</p> <p>第19条 <u>暴力団員等は、特別強化区域における特定営業等に関し、特定営業者等に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。</u></p> <p>2 <u>暴力団員等は、特別強化区域における特定営業等に関し、特定営業者等から前条第2項の規定による利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者をして当該利益の供与を受けさせてはならない。</u></p> <p>3 <u>暴力団員は、特別強化区域における特定営業等</u></p> | <p><u>区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあつては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。</u></p> <p>(1) <u>風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業</u></p> <p>(2) <u>風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</u></p> <p>(3) <u>風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業</u></p> <p>(4) <u>接客業務受託営業</u></p> <p>(5) <u>風営適正化法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業</u></p> <p>2 <u>特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。</u></p> <p>3 <u>特定営業者は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。</u></p> <p>(特別強化区域における暴力団員の禁止行為)</p> <p>第19条 <u>暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。</u></p> <p>2 <u>暴力団員は、特別強化区域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。</u></p> <p>3 <u>暴力団員は、特別強化区域における特定営業の</u></p> |
|---|--|

に関し、業務に従事してはならない。

(調査)

第20条 公安委員会は、第11条、第12条の2第1項から第4項まで、第12条の3、第13条第2項、第14条第2項、第15条の2、第16条第2項又は第16条の2の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第20条の2 公安委員会は、前条の規定による説明又は資料の提出によっては、その違反の事実を明らかにすることができないと認めるときは、その必要の限度において、警察職員に、事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第21条 公安委員会は、第11条、第12条の2第1項から第4項まで、第12条の3、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

第22条 (略)

(命令)

第22条の2 公安委員会は、第15条の2の規定に違反する行為が行われていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第15条の2の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同

営業に関し、特定業者から、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受けてはならない。

(調査)

第20条 公安委員会は、第11条、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第21条 公安委員会は、第11条、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

第22条 (略)

条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されていると認める場合には、当該暴力団事務所を開設し、又は運営している者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

4 公安委員会は、第16条の2の規定に違反する行為が行われていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

5 公安委員会は、第16条の2の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知って、第18条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第18条第3項の規定に違反した者
- (4) (略)
- (5) 第22条の2第3項から第5項までの規定による公安委員会の命令に違反した者

2 前項第2号又は第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第24条の2 第22条の2第1項又は第2項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第24条の3 第20条の2第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの規定

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 相手が暴力団員であることの情を知って、第18条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者
- (3) (略)

2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第25条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を

の罰金刑を科する。

2 (略)

科する。

2 (略)

別表 (第17条関係)

| 市区町村 | 区 域 |
|--------|---|
| 新潟市中央区 | 西堀通1番町から11番町まで、西堀前通1番町から11番町まで、古町通1番町から13番町まで、東堀通1番町から13番町まで、東堀前通1番町から11番町まで、本町通1番町から14番町まで、上大川前通5番町から11番町まで、秣川岸通1丁目及び2丁目、明石1丁目及び2丁目、花園1丁目及び2丁目、東大通1丁目及び2丁目、弁天1丁目から3丁目まで、南万代町、春日町、万代1丁目から6丁目まで、八千代1丁目及び2丁目、笹口1丁目から3丁目まで、南笹口1丁目及び2丁目、天神1丁目及び2丁目、天神尾1丁目及び2丁目、米山並びに米山1丁目から6丁目までの区域 |
| 長岡市 | 大手通1丁目及び2丁目、城内町1丁目から3丁目まで、東坂之上町1丁目から3丁目まで、坂之上町1丁目から3丁目まで並びに殿町1丁目から3丁目までの区域 |
| 上越市 | 仲町1丁目から6丁目まで、本町1丁目から7丁目まで、西本町1丁目から4丁目まで、中央1丁目から5丁目まで及び住吉町の区域 |

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。